

研究結果報告書

「満洲国」における民事訴訟判決例に対する研究

所属：中国華中師範大学

役職：講師

氏名：譚 娟

一、研究活動

- 1、資料収集のため、日本東京と中国の東北へ出張。司法関係の資料を閲覧・コピー、図書を購入。
- 2、2020年1月9日に広州で行われるワークショップで口頭発表、韓国の研究者と交流。
- 3、2020年7月に武漢のヒルトンホテルで行われる20世紀中国革命史研究グループの夏合宿で口頭発表、中国近代史・日本近代史分野の研究者と交流。

二、研究結果

日本人が実権を握っていた傀儡国家であるから、日本の植民地として研究されてきた「満洲国」は、形式上で独立国家であった。それで、独立国家としての要件を備えなければならなかった。その一つは司法制度である。1932 - 1945年の14年間に満洲国は司法建設において多くの成果を出した。満洲という土地を自分の司法理念の実験場と見なす日本人法学者もいた。

1932年の建国直後、満洲国の政治体制の優越性をアピールするために、『政府組織法』、『人権保障法』という憲法性質的な法律が出された。明確なビジョンがまだないにもかかわらず、体制の特徴として、立憲・民主二つのキーワードを絞り出した。この時、法学者たちが意識しているのは中華民国の『中華民国約法』であった。だが、建国初期の治安問題は厳しかった。治安維持を目的とする『治安警察法』や『暫行保甲法』が出されて、行政が個人権利に侵害しないことを保障する『人権保障法』の意味がなくなった。

1934 - 1937年は司法建設期であった。『刑法』や『民法』等約40部の法律はこの時期に公布された。法律の制作過程では日本人法学者が主導的な役割を果たした。そして、多くの法律は日本の法律を参考としていた。司法領域における日本化といえよう。また、満洲国の司法体制の完備に伴って、日本の治外法権が撤廃され、日満間の司法共助が始まり、満洲国の司法独立性がなくなった。

判決例を通じて、司法実践には明確な民族差別がなかったことが分かる。そして、警察の暴力的弾圧と比べて、法官や検察官は法的手続きに従って審判を行うことが多かった。満洲国のこのような法治主義的な部分は朝鮮・台湾と比べればどうであるかは、これからの課題である

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

1. 「『満洲国』における植民地統治と中国人女性の対応」・譚娟・
「16—20世紀初的東亜社会与女性」ワークショップ・2020年1月9日・広州中山大学
2. 「慣習調査から見る満洲国の家庭秩序」・譚娟・
「20世紀中国革命史研究グループ夏合宿」・2020年7月15日・武漢ヒルトンホテル

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

1. 「『満洲国』における植民地統治と中国人女性の対応」・譚娟・『抗日戦争研究』・投稿中。
2. 「慣習調査から見る満洲国の家庭秩序」・譚娟・『華中師範大学学报』・投稿予定。

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)